

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	(社)全国銀行協会 東京都千代田区大手町2-6-1	1010005016782	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	(社)全国地方銀行協会 東京都千代田区内神田3-1-2	6010005017636	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	(社)第二地方銀行協会 東京都千代田区三番町5番地	7010005018658	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-1	2010005002303	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	榊商工組合中央金庫 東京都中央区八重洲2-10-17	9010001120408	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	農林中央金庫 東京都千代田区有楽町1-13-2	2010005004002	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
社会保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	労働金庫連合会 東京都千代田区神田駿河台2-5-15	7010005002125	本業務は、適用事業所の保険料納付の利便性及び長期的に安定した社会保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	(社)全国銀行協会 東京都千代田区大手町2-6-1	1010005016782	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	(社)全国地方銀行協会 東京都千代田区内神田3-1-2	6010005017636	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	(社)第二地方銀行協会 東京都千代田区三番町5番地	7010005018658	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-1	2010005002303	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱商工組合中央金庫 東京都中央区八重洲2-10-17	9010001120408	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	農林中央金庫 東京都千代田区有楽町1-13-2	2010005004002	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の口座振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	労働金庫連合会 東京都千代田区神田駿河台2-5-15	7010005002125	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
国民年金保険料の口座 振替納付の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	榊ゆうちょ銀行 東京都千代田区丸の内 2-7-2	501000112730	本業務は、被保険者の納付の利便性を向上させ、安定した国民年金保険料の収納を確保することを目的として実施するものであり、一の契約の相手方のみではその目的が達成できないため、本業務を行うための要件を明示した上で公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	口座振替済1件につき10円	口座振替済1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付 受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7	3010005002392	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付 受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-1	2010005002303	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付 受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	農林中央金庫 東京都千代田区有楽町 1-13-2	2010005004002	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付 受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	労働金庫連合会 東京都千代田区神田駿 河台2-5-15	7010005002125	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付 受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	東京都個人タクシー・国民 年金事務組合 東京都中野区弥生町5-6-6	6011205000092	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき10円	1件につき10円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料の納付 受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	国民年金基金連合会 東京都港区六本木6-1-21	3700150006616	当該業務は、特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1件につき20円	1件につき20円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	榊ファミリーマート 東京都豊島区東池袋3-1-1	9180001085915	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	ミニストップ(株) 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	4010001030181	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱セイコーマート 北海道札幌市中央区南9条西5-421	7430001008637	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	山崎製パン(株) 東京都千代田区岩本町3-10-1	4010001008806	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8-8	1010001088181	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	国分グローサースチェーン(株) 東京都中央区日本橋1-1-1	1010001043070	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱セーブオン 群馬県前橋市亀里町900番地	7070001004879	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱ローソン 東京都品川区大崎1-11-2	2010701019195	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	9240001010841	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 51外 複数単価契約	@ 51外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
コンビニエンスストア等への国民年金保険料の納付受託事務の取扱い一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	株式会社 榊しんきん情報サービス 東京都港区港南1-8-27 日新ビル	5010401013033	当該契約は、納付受託者として指定されたコンビニエンスストア等と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	@ 40外 複数単価契約	@ 40外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	三井住友カード㈱ 東京都港区海岸1-2-20	3120001082353	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱日専連 東京都千代田区神田駿河台3-4	7010001020832	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	トヨタファイナンス㈱ 愛知県名古屋市中区牛島町6-1	8010601027383	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり7円	立替納付金額1,000円あたり7円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	ユーシーカード㈱ 東京都千代田区内幸町1-1-5	4010001095712	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	東急カード㈱ 東京都世田谷区用賀4-10-1	8011001016596	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱ジャックス 東京都渋谷区恵比寿4-1-18	2440001001001	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	三井住友トラストクラブ㈱ 東京都中央区晴海1-8-10	9010701015972	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり7円	立替納付金額1,000円あたり7円	100.00%	—	—	—	—	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	榊ジーシービー 東京都港区南青山5-1-22	8010401050511	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり7円	立替納付金額1,000円あたり7円	100.00%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	榊オリエンコーポレーション 東京都千代田区麹町5-2-1	9010001070784	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	榊オーシー 大分県大分市末広町2-3-28	7320001000687	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	協同組合エヌシー日商連 東京都港区芝公園3-5-8	9010405001955	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	イオンクレジットサービス(株) 東京都千代田区神田錦町1-1	2040001079268	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	榊クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1	2013301002884	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	三菱UFJニコス(株) 東京都文京区本郷3-33-5	8010001000016	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	-	-	-	-	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	榊UCS 愛知県稲沢市天池五反田町1	2180001086250	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000円あたり6円	立替納付金額1,000円あたり6円	100.00%	-	-	-	-	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	ライフカード㈱ 神奈川県横浜市青葉区 荏田西1-3-20	3020001086810	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000 円あたり6円	立替納付金額1,000 円あたり6円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	楽天カード㈱ 東京都世田谷区玉川1- 14-1	2010701019377	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000 円あたり6円	立替納付金額1,000 円あたり6円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱セディナ 愛知県名古屋市中区丸 の内3-23-20	2180001070519	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000 円あたり6円	立替納付金額1,000 円あたり6円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係る指定代理納付事務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	アメリカン・エクスプレス・ インターナショナル,Inc 東京都杉並区荻窪4-30- 16	8700150009366	当該契約は指定代理店納付者として指定されたクレジットカード事業者と契約を行うものであり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	立替納付金額1,000 円あたり7円	立替納付金額1,000 円あたり7円	100.00%	—	—	—	—	単価契約
国民年金保険料のクレジットカード納付に係るカード番号管理等の業務委託 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	ベリトランス㈱ 東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7	6011001005411	競争入札による落札業者が決定するまでの間、前年度に当該業務を受託し、年度当初より業務の履行体制を有している事業者と契約を行うものであることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	407,160	@ 0.10外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約 — 予定調達総額 407,160円
電子計算組織用装置の貸借及びプログラム・プログラムの使用権許諾並びに電子計算組織用装置等の導入撤去及び設置に関する契約 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6- 23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	18,605,641,190	18,605,641,190	100.00%	—	—	—	—	—
厚生年金基金の代行返上及び解散に係る責任準備金算定の事務等の事務委託 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	企業年金連合会 東京都港区芝公園2-4-1	1700150004794	当該業務については、法令の規定に基づき当該業務に必要な事務処理の権限を行使できる唯一の者であり、また、契約の必要性が認められることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	295,151,000	295,151,000	100.00%	—	—	—	—	—
官報公告の掲載 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-5	6010405003434	官報の編集、印刷及び普及事務については、独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号により、(独)国立印刷局の業務とされていることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	1,763,382	@ 831(税込)	100.00%	—	—	—	—	単価契約 — 予定調達総額 1,763,382円

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
新聞の購読	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	丸の内新聞㈱ 東京都千代田区内幸町 1-7-10	1010005001594	新聞の販売価格は、原則として定価販売することとされているため、どの新聞販売店から購入しても価格は同一であること、新聞販売業者は配達地域が指定されており、指定外地域には配達できないことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	朝日新聞、毎日新聞、読売新聞 4,037円 日本経済新聞 4,900円 産経新聞 3,034円 東京新聞 3,343円	朝日新聞、毎日新聞、読売新聞 4,037円 日本経済新聞 4,900円 産経新聞 3,034円 東京新聞 3,343円	100.00%	—	—	—	—	単価契約 予定調達総額 1,278,312円
文書の外部倉庫での保管及び集配等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	沼尻産業㈱ 茨城県つくば市榎戸783-12	5050001016036	本業務は、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第8号の規定に該当するため。	4,269,672	@ 40外 複数単価契約	100.00%	—	—	—	—	単価契約 予定調達総額 4,269,672円
厚生労働本省自動車運行管理一式	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 中村 博治 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	大新東㈱ 東京都調布市調布ヶ丘 3-6-3	8012401019180	予算決算及び会計令第99条の2(不落随契)	156,408,609	(156,405,600) 4,344,600	100.00%	—	—	—	—	連名契約 一般会計、特別会計 (業務)
タクシーの供給に関する請負契約	支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 中村 博治 千代田区霞が関1-2-2	平成30年4月2日	①東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町5-6-6 ②日徳連東京都営業協同組合 東京都豊島区南大塚1-2-12 ③東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13 ④東京無線協同組合 東京都新宿区百人町2-18-12 ⑤チャッカーキャブ無線協同組合 東京都中央区銀座8-11-1 ⑥日の丸自動車㈱ 東京都文京区後楽1-1-8 ⑦東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-11	①6011205000092 ②2013305000538 ③7013305000491 ④3011105004428 ⑤5010005001475 ⑥4010001006660 ⑦1010001129530	乗用自動車(タクシー)の供給については、料金体系は関東運輸局長の許認可によるもので全社共通となっているため競争とならず、公募を行ったことから、会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号に該当するため。	関東運輸局長の認可 を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金	関東運輸局長の認可 を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金	—	—	—	—	—	単価・連名契約 一般会計、雇用勘定、徴収勘定、労災勘定、年金勘定
年金業務システム(住基接続システム)への住基照会機能の集約に係る設計・開発等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年5月22日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	747,465,000	747,465,000	100.00%	—	—	—	—	—
年金業務システム(個人番号管理サブシステム等(2次開発包括照会等追加分(情報連携)))の仕様変更に係る設計・開発等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年5月22日	㈱日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	462,369,286	462,369,286	100.00%	—	—	—	—	—
納入告知額・領収額通知書、算定基礎届及び賞与支払届(ターンアラウンド出力)の媒体化についてのシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年6月26日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	35,312,760	35,312,760	100.00%	—	—	—	—	—



物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
特定事由(事務処理誤り)区分への特例追納処理の追加に伴うシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年8月6日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	85,127,564	85,127,564	100.00%	—	—	—	—	
各省庁に雇用される非常勤職員の社会保険料の官庁会計システム(ADAMS II)を使用した支払に対応するためのシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年8月6日	榊エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	93,304,224	93,304,224	100.00%	—	—	—	—	
産前産後期間に係る国民年金保険料免除対応に伴うシステム改修 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年9月3日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	42,405,345	42,405,345	100.00%	—	—	—	—	
天皇陛下の生前退位に伴う改元対応についてのシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年9月10日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	101,024,430	101,024,430	100.00%	—	—	—	—	
天皇陛下の生前退位に伴う改元対応についてのシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年9月10日	榊エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	115,063,200	115,063,200	100.00%	—	—	—	—	
要処理・要確認リストの改善に伴うシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年9月18日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	452,252,353	452,252,353	100.00%	—	—	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
平成30年度税制改正に伴うシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年9月18日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	97,970,795	97,970,795	100.00%	—	—	—	—	
平成30年度「年金の日」及び「ねんきんネットのID取得促進」のための効果的な周知広報等業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年10月2日	榊大広 大阪市北区中之島2-2-7	3120001056530	予算決算及び会計令第99条の2 (不落随契)	14,946,768	14,364,000	96.10%	—	—	—	—	
特定付加保険料の納付実績に基づく付加年金額改定機能等の構築についてのシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年10月18日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	20,447,379	20,447,379	100.00%	—	—	—	—	
特定付加保険料の納付実績に基づく付加年金額改定機能等の構築にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年10月18日	榊エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	70,463,375	70,463,375	100.00%	—	—	—	—	
年金業務システム(経過管理・電子決裁、個人番号管理、基盤サブシステム)の天皇陛下の生前退位に伴う改元対応に係る設計・開発等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年11月1日	榊エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	46,369,908	46,369,908	100.00%	—	—	—	—	
受給権者統計における財政分類キーの拡張等に伴うシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年11月20日	榊日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	44,921,367	44,921,367	100.00%	—	—	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区	応札・応募者数	
年金業務システム(経過管理・電子決裁サブシステム(包括照会対応等))に係る設計・開発における追加調達 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年11月30日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	392,231,268	392,231,268	100.00%	-	-	-	-	
年金業務システム(個人番号管理サブシステム等)の天皇陛下の生前退位に伴う改元対応に係る設計・開発等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年12月3日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	21,370,909	21,370,909	100.00%	-	-	-	-	
要処理・要確認リストの進捗管理にかかるシステム開発 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成30年12月11日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	318,506,125	318,506,125	100.00%	-	-	-	-	
年金業務システム(個人番号管理サブシステム等(2次開発包括照会等追加分(情報連携)))の仕様変更(その2)に係る設計・開発等業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年1月9日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	535,155,595	535,155,595	100.00%	-	-	-	-	
年金業務システム(経過管理・電子決裁サブシステム(電子申請対応等))に係る設計・開発等業務一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年1月9日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	2,245,476,315	2,245,476,315	100.00%	-	-	-	-	
共済組合との情報連携強化に伴うシステム開発一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年1月10日	株式会社日立製作所 東京都品川区南大井6-23-1	7010001008844	本調達は、現行システムである年金給付システム本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者へ帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改修等について第三者に対する利用許諾等は認められておらず、調達の相手方が特定されていることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	1,283,649,443	1,283,649,443	100.00%	-	-	-	-	
年金業務システム(経過管理・電子決裁サブシステム(包括照会・電子申請対応等))に係る基盤製品の増設、賃貸借及び保守業務 一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年1月31日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練堀町3	1020001071491 6010401015821	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の運用の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	1,630,621,584	1,630,621,584	100.00%	-	-	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区	応札・応 募者数	
年金業務システム(統計・業務分析サブシステム)に係る基盤製品の賃貸借及び保守業務(継続契約)一式	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年3月1日	アクセンチュア㈱ 東京都港区赤坂1-11-44 ユニアデックス㈱ 東京都江東区豊洲1-1-1	7010401001556 8010601024653	会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(C)(i)の当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないことに該当するため。	204,056,280	204,056,280	100.00%	—	—	—	—	
国民年金保険料のインターネット上でのクレジットカード納付(継続払い)の導入に伴うシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年3月13日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改変等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	65,911,320	65,911,320	100.00%	—	—	—	—	
厚生年金保険料等に係る延滞金の計算方法についてのシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス	支出負担行為担当官 厚生労働省年金局 事業企画課長 宮本 直樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成31年3月26日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本調達は、現行システムである記録管理・基礎年金番号管理システムの本体機能の一部改修を行うものであるが、当該システムに係るソフトウェア等の著作権は当該事業者には帰属しており、現下において当該ソフトウェア等の改変等について第三者に対する利用許諾等は認められていないことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないもの、並びに政府調達に関する協定を改正する議定書第13条第1項(b)(ii)の特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていることに該当するため。	816,714,107	816,714,107	100.00%	—	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。